

中部学院大学・中部学院大学短期大学部 後援会修学資金貸付規程施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会修学資金貸付規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(出願手続)

第2条 規程第5条により、修学資金の貸与を受けようとする者は、次表の家計支持者の区分に応じた書類を添付し、所定の用紙により出願しなければならない。

家計支持者の事由	添付書類
(1) 死亡、傷病、長期療養のとき	診断書及び所得証明書
(2) 災害を受けたとき	被災証明書及び所得証明書
(3) 失職及びその他やむを得ない事由のとき	その事実を明らかにする書類及び所得証明書

(選考委員会)

第3条 規程第6条に規定する修学資金選考委員会は、本学学生支援委員会委員及び会長の指名する後援会役員代表で構成するものとする。

(交 付)

第4条 修学資金の交付は、規程第8条の規定により本人に通知した後、すみやかに本人指定の口座に振り込むものとする。

(申 請)

第5条 借受者は修学資金借用証書を提出の際、借受者と連帯保証人（以下「保証人」という。）の印鑑証明書を提出するものとする。但し、借受者が未成年の場合は保証人の印鑑証明書のみを提出するものとする。

(返 還)

第6条 規程第8条に規定する修学資金借用証書及び修学資金返還明細書の様式は、別に定める。

- 2 返還期間は、一括返還を含め、貸与を受けた月の翌月から計画的に返還するものとし、在学中に返還を完了するものとする。
- 3 修学資金返還の振込は、毎月25日とする。ただし、25日が銀行休業日の場合は、25日後の最初の営業日とする。なお、貸与した翌月の25日を第1回目の返還期日とする。
- 4 修学資金の貸与を受けた者が退学、除籍等で本学学生の資格を喪失したときは、原則として修学資金未済額の全額を一括返還しなければならない。
- 5 修学資金の返還方法は、本学が指定する金融機関の口座振込とする。ただし、特別の事由があるときは、事前に学生課に申し出て、別の返還方法をとることができる。
- 6 借受者が次の場合に該当するときは、中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会（以下「本会」という）より通知催告なくとも当然に期限の利益を失い、即時一切の残存債務全額を支払うこととする。
 - ① 本会が借受人に催促を重ねても返還しないとき
 - ② 当月の期限より6ヶ月を超えても返還しないとき

③ 借受人及び保証人が、本会に通知なくして氏名又は住所（連絡先）を変更したとき

7 修学資金の返還を履行しないときは、借受者及び保証人に対し、法的手続を執行する場合がある。
(返還猶予)

第7条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当し、修学資金返還猶予申請書を提出したときは、修学資金の返還の期間を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が著しく困難となったとき
- (2) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 前項の返還猶予の期間は、2年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて延長することができる。この場合において、返還猶予期間が卒業後にわたる時は、学生支援委員会および学長を経由し、本会会長の許可を必要とする。

(延滞利息)

第8条 修学資金の貸与を受けた者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴する。

2 前項に規定する延滞金の額は、延滞している割賦金の額に延滞した期間が2ヵ月を超えるごとに2ヵ月につき2%の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、修学資金の貸与を受けた者が割賦金の返還を延滞したことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがある。

(返還金の督促)

第9条 修学資金の貸与を受けた者が返還期日に割賦金の返還を著しく延滞したときは、返還未済額、返還期日及び支払方法を示し、返還を督促する。

(保証人に対する請求)

第10条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、後援会修学資金借用証書に記載のある保証人に対して返還を延滞している金額、支払期日及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

- (1) 督促を重ねても貸与を受けた者が返還しないとき
- (2) 貸与を受けた者の所在を知ることができないとき
- (3) その他特別の事情があるとき

(修学資金の返還免除)

第11条 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身障害により修学能力を喪失し、その修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金返還免除申請書を提出することにより、その修学資金の返還未済額の返還を免除することがある。

2 前項の修学資金の返還免除の金額は、学生支援委員会および学長を経由し、本会会長の承認を経て決定する。

(証書の返還)

第12条 修学資金の貸与を受けた者が修学資金の返還を完了したときは、修学資金借用証書と印鑑証明書を返還する。

(事務)

第13条 この修学資金に関する事務は、学生課で行うものとする。

附 則

この規程は、1999年4月1日より施行する。

1 2002年5月25日 一部改正

2 2009年10月1日 「中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会奨学金規程施行細則」を廃止し、「中部学院大学・中部学院大学短期大学部後援会修学資金貸付規定施行細則」を施行